

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 最低安全高度以下の高度の飛行の許可
- ② 手続根拠 : 航空法第81条ただし書
- ③ 手続対象者 : 当該許可を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせください
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせください
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせください
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :
  - (1) 当該低空飛行を行おうとする場所が本邦外のもの
    - ・国土交通省航空局安全部安全政策課03-5253-8111 (内線50135)
  - (2) (1)に該当しないものであって、航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るもの
    - ・東京航空局保安部運航課03-5275-9321
    - ・大阪航空局保安部運航課06-6937-2780
  - (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しないもの  
当該低空飛行を行おうとする場所を管轄区域とする空港事務所  
(連絡先) [https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000058.html)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 提出先にお問い合わせください
- ② 標準処理期間 : 1～2週間
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)